

令和 5 年第 1 1 回笠間市教育委員会定例会議事録

- 1 招集日時 令和 5 年 1 1 月 1 6 日 (木) 午前 1 0 時 3 0 分開議
- 2 招集場所 笠間市役所教育棟 教育委員会室
- 3 議事録署名人 吉 崎 静 夫
- 4 教育長及び出席委員
教育長
教育委員 4 名
事務局 1 1 名
- 5 傍聴人 なし
- 6 提出された議題 (議事) 以下のとおり
- 7 会議の概要
 - (1) 開会
小沼教育長 午前 1 0 時 3 0 分開会を宣す。
 - (2) 議事録署名人の指名
小沼教育長 吉崎委員を指名する。
 - (3) 教育委員会教育長職務代理者の指名
小沼教育長 鳥羽田委員を職務代理者として指名する。
 - (4) 教育長の報告
小沼教育長 別紙により教育長事務報告をする。

小沼教育長 教育長の事務報告が終わりました。委員の意見を求めます。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは、教育長の報告については、以上のとおりとします。
 - (5) 議事
小沼教育長 それでは、議事に入ります。本日の議事「報告第 1 2 号」及び

「議案第 3 5 号」については、人事案件及び議会提出案件となりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 1 4 条第 7 項の規定に基づき、審議を非公開とし、議事の順と異なりますが、併せて後ほど審議したいと思いますがいかがでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 それでは、異議なしと認め、「報告第 1 2 号」及び「議案第 3 5 号」の案件を非公開とし、併せて後ほど審議いたします。

小沼教育長 それでは、「議案第 3 3 号 笠間市学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱を廃止する告示について」事務局より説明を求めます。

事務局 9 ページをご覧ください。「議案第 3 3 号 笠間市学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱を廃止する告示について」ご説明します。この告示は、ハラスメント防止対策の見直しを図るため、次の「議案第 3 4 号 笠間市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱」を制定することにより、ハラスメント全般について、その防止及び排除について規定することから、既存の要綱を廃止するものです。説明は以上です。

小沼教育長 ただいま事務局より説明がありましたが、「笠間市学校におけるセクシュアル・ハラスメントの防止等に関する要綱を廃止する告示について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等はございますか。

各委員 (特になしの声)

小沼教育長 それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員 (異議なしの声)

小沼教育長 異議なしと認め、「議案第 3 3 号 笠間市学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱を廃止する告示について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 続きまして「議案第 3 4 号 笠間市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱について」事務局より説明を求めます。

事務局

11 ページをご覧ください。「議案第 34 号 笠間市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱について」ご説明します。本要綱は、令和元年(2019年)6月5日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律」が公布され、関連する「男女雇用機会均等法」などが改正されました。これにより、職場における「パワーハラスメント防止対策」や「職場におけるセクシュアルハラスメント対策」など主なハラスメント対策について、雇用管理上必要な措置を講じることが事業主の義務となったことから制定するものです。12 ページをご覧ください。要綱の中身についてですが、第1条の趣旨では、教職員が相互信頼の下にその能力を十分発揮できる良好な職場環境を確保することを目的としています。第2条は、この要綱の用語説明です。第3条から第5条では、教育委員会の責務、管理監督者としての校長、教頭の責務、教職員の責務を定めています。第6条から第9条では、教職員等からのハラスメントに関する相談や苦情の申立てについて、学務課内に相談窓口を設置し、相談等の処理を行い、また、相談窓口で解決困難となった場合には、当該申立て等の公正かつ適正な処理の実現のため、教育委員会職員及び市長部局職員を構成員とする「ハラスメント相談等処理検討委員会」を組織し、事実関係を確認のうえ、その対応措置について審議することとしています。第10条から第13条は、必要な措置等を補足的に定めるものです。なお附則で、この訓令は令和5年12月1日から施行するものです。説明は以上です。

小沼教育長

ただいま、事務局から説明がございましたが、「笠間市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱について」は、別紙のとおり上程されています。これより質疑に入りますが、何かご質問等がございますか。

各委員

(特になしの声)

小沼教育長

それでは採決に入りますが、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

各委員

(異議なしの声)

小沼教育長

異議なしと認め、「議案第 34 号 笠間市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱について」は、原案のとおり可決いたします。

小沼教育長 それでは、先ほど同意いただいた非公開案件の審議を行います。

【報告第 1 2 号】【議案第 3 5 号】 非公開

小沼教育長 非公開の案件が終了いたしましたので、会議の非公開を解除します。

小沼教育長 以上で全ての議事が終了いたしました。

(6) その他 なし

(7) 閉会

小沼教育長 午前 1 1 時 0 4 分閉会を宣す。

8 議決事項

報告第 1 2 号	専決処分の承認を求めることについて	承認
議案第 3 3 号	笠間市学校におけるセクシュアル・ハラスメント防止等に関する要綱を廃止する告示について	可決
議案第 3 4 号	笠間市立学校におけるハラスメントの防止等に関する要綱について	可決
議案第 3 5 号	令和 5 年第 4 回笠間市議会定例会提出議案に同意することについて	可決